

サステナビリティ開示に係る動向

2025年6月19日

金融庁 企画市場局 企業開示課

課長補佐 定本 礼子



金融庁

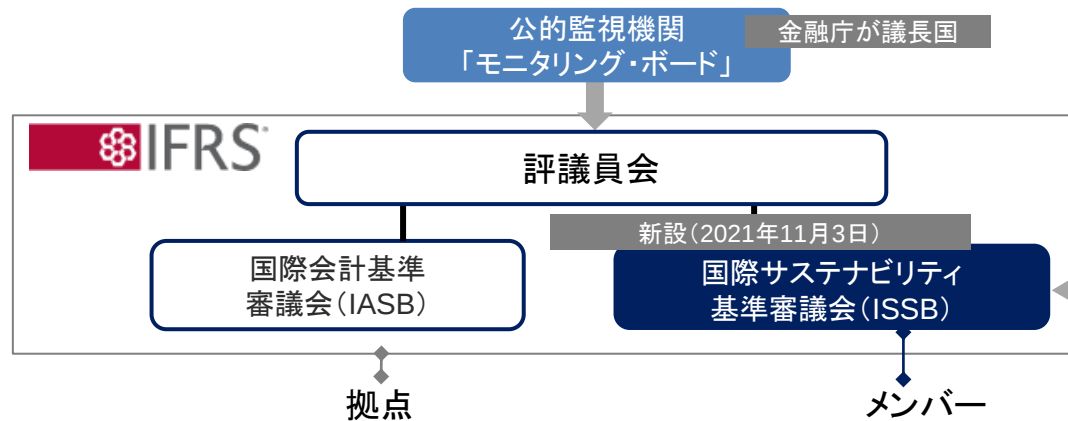
Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
2. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
3. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

サステナビリティ開示基準の国際的な動向・日本の状況

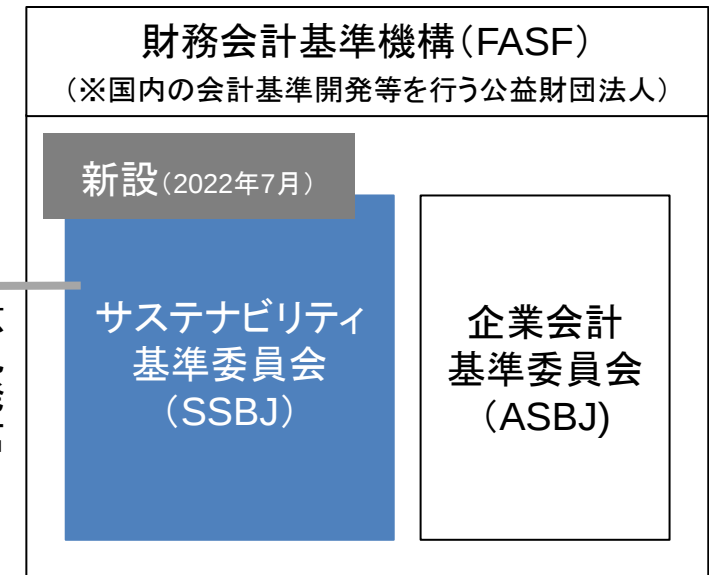
- ❑ 2023年6月26日、国際会計基準財団(IFRS財団)が設置した「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」は、「全般的な開示要求事項(S1基準)」及び「気候関連開示(S2基準)」を最終化。
- ❑ 2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)において、ISSB基準を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発し、最終化。ISSB基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

日本における基準開発及び意見発信



【参考】SSBJ基準に対するISSB(Sue Lloyd副議長)のコメント

「ISSBは、SSBJがSSBJ基準をISSB基準と整合するように設計することの方針を追求したこと及び達成された整合性の程度について称賛いたします。ISSB基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計されたSSBJ基準の公表は、資本市場にとって、サステナビリティ関連開示のグローバルな比較可能性を促進するうえで重大な節目となります。」

(出所)2025年3月31日 SSBJニュースリリース「SSBJとISSBがSSBJ基準とISSB基準の間の整合性を確認」

(出所)エマニュエル・ファベル氏、小森博司氏の顔写真はIFRS財団ホームページから掲載

SSBJ基準の最終化

- 2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示」、「気候関連開示」の3つの基準をそれぞれ最終化した。

SSBJ基準の概要

「サステナビリティ開
示基準の適用」及び
「一般開示」
(※IFRS S1号に相当)

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定
(例)重要性の判断、開示場所に関する要件等
- 全てのサステナビリティ関連のリスクと機会について、4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)の開示を要請

気候関連開示
(※IFRS S2号に相当)

- 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定
- 気候関連のリスクと機会について、4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)の開示を要請
- 特に、温室効果ガス排出の絶対総量について、Scope 1・2・3^(注1)にそれぞれ区分された開示を要求

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(出所) サステナビリティ基準委員会(SSBJ)「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示」、「気候関連開示」(3月5日公表)に基づき金融庁作成。

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況 等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

サステナビリティに関する考え方及び取組

（1）ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割 等）

（2）戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策 等）

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス 等）

（4）指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報
（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値 等）

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示
（注1）

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能^{（注2）}
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表義務（努力義務は含まない）のある企業が対象となる

（注2） 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要
- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、2024年3月に公開草案を公表済
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる
 - （注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言
- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要
 - ⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置（2024年3月）

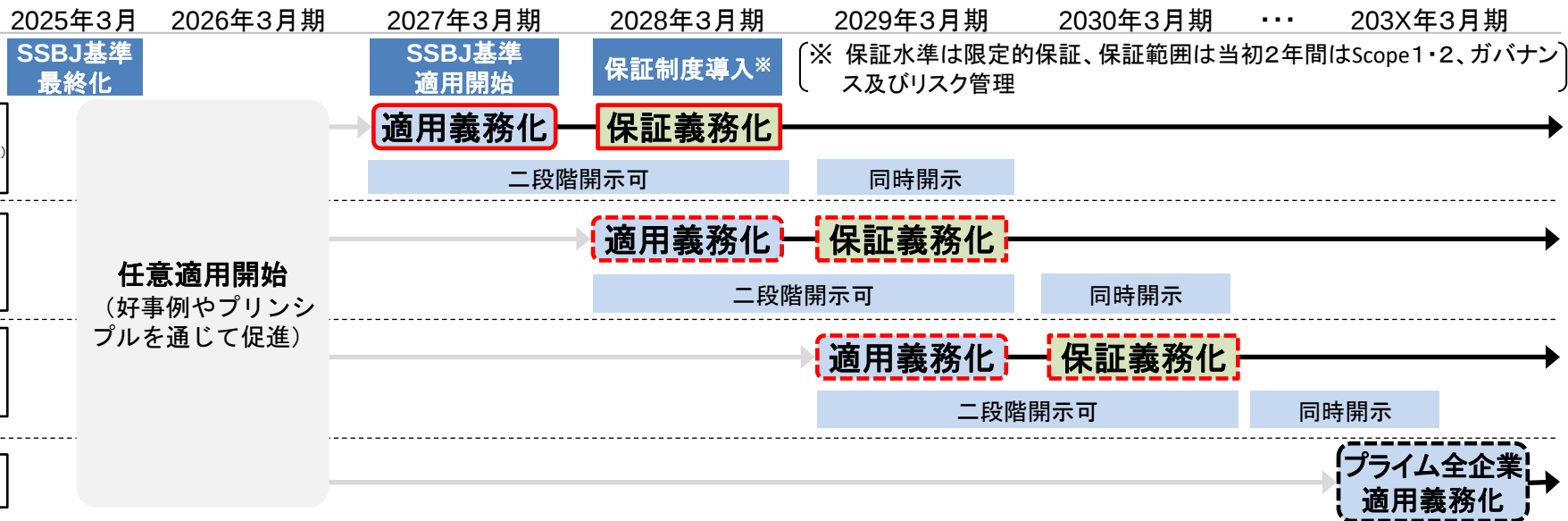
サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

開示基準 の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場である**プライム市場の上場企業に対し、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。これにより、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、時価総額の規模に応じ段階的に進める。具体的には、
 - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
 - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
 - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 からの適用開始を基本とし、ii.及びiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。
 (注) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
- 経過措置としての**二段階開示は、適用開始から2年間**とする。
- 二段階開示終了後の**有価証券報告書の提出期限の延長**については、**引き続き検討**していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け。
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレージ(Bloomberg及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる。

目次

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
2. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
3. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

二段階開示・同時開示について

二段階開示

- 経過措置としての**二段階開示**については、WGでの意見や最近の国内外の動向を踏まえ、**保証の導入初年度まで適用することができるよう、その適用期間をSSBJ基準の導入時期の翌期まで(2年間)とすることが適当と考えられる。**
- これによる国際的なサステナビリティ開示基準との同等性への影響^(注)は注視する必要があるが、**SSBJ基準に基づく情報開示の円滑な導入**をより優先することが適当と考えられる。

(注) ISSBでは、各国の公的説明責任を有する企業の大半(most)に対して、ISSB基準と機能的に同等な自国基準が強制適用される時期を、「ISSB基準の完全な導入」と捉えている。我が国においては、プライム市場の時価総額1兆円以上の企業に対して開示基準が適用されることをもって「大半」を達成できると仮定し、かかる企業に対してSSBJ基準が導入される2028年3月期をもって「ISSB基準の完全な導入」がなされた時期とされると考えていた。二段階開示を2年間とした場合、この時期が2029年3月期に後倒しされることが想定される。

有価証券報告書の提出期限の延長

- 経過措置終了後の**有価証券報告書の提出期限の延長**については、
 - ・ WGにおいて、早期の情報開示を望む意見があったこと
 - ・ 当初2年間の保証の範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること
 - ・ 欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていることを踏まえつつ、**引き続き検討**していくことが適当と考えられる。

Scope3のGHG排出量の開示

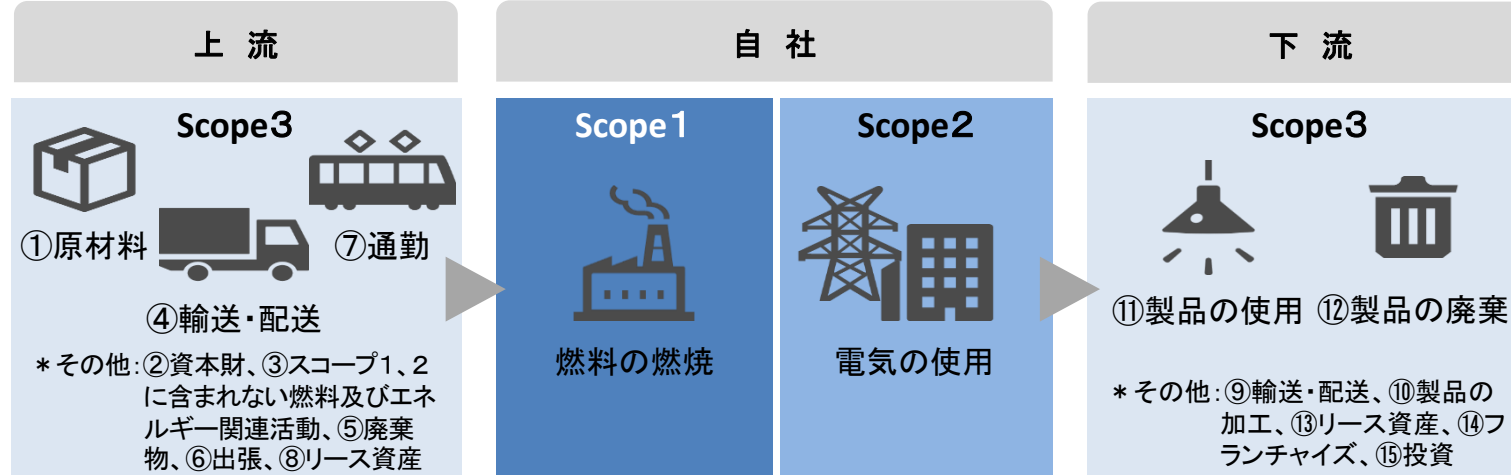
- IFRS S2号及びSSBJ テーマ別基準第2号のいずれでも、**温室効果ガス排出の絶対総量をScope1～3に分類して開示**することが必要。そして、Scope3は、**GHGプロトコルの15カテゴリー別に分解して開示**する必要(注1)
- 温室効果ガス排出の測定は**GHGプロトコルに従う**が、法域の当局や取引所が異なる方法を用いることを要求している場合は、当該方法を用いることができる(注2)

IFRS S2号における定義 (IFRS S2号 付録A)

Scope3の温室効果ガス排出

- 企業の**バリュー・チェーン**で発生する**間接的な温室効果ガス排出**(Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、**上流及び下流の両方の排出を含む**。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準(2011年)」における、Scope3カテゴリーを含む

(バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図) (注3)



Scope3のGHG排出量の開示には、**自社外(上流・下流)のデータを集計して開示する必要**

(注1) IFRS S2号及びSSBJ サステナビリティ開示テーマ別基準第2号では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。

(注2) Scope1の温室効果ガス排出とは、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出をいい、Scope2の温室効果ガス排出とは、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出をいう。(IFRS S2号 付録A)

(出所) ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29項、B19～B37、BC8、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」47項～63項、BC22
グリーン・バリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

Scope3のGHG排出量の測定(見積りを使用した測定)

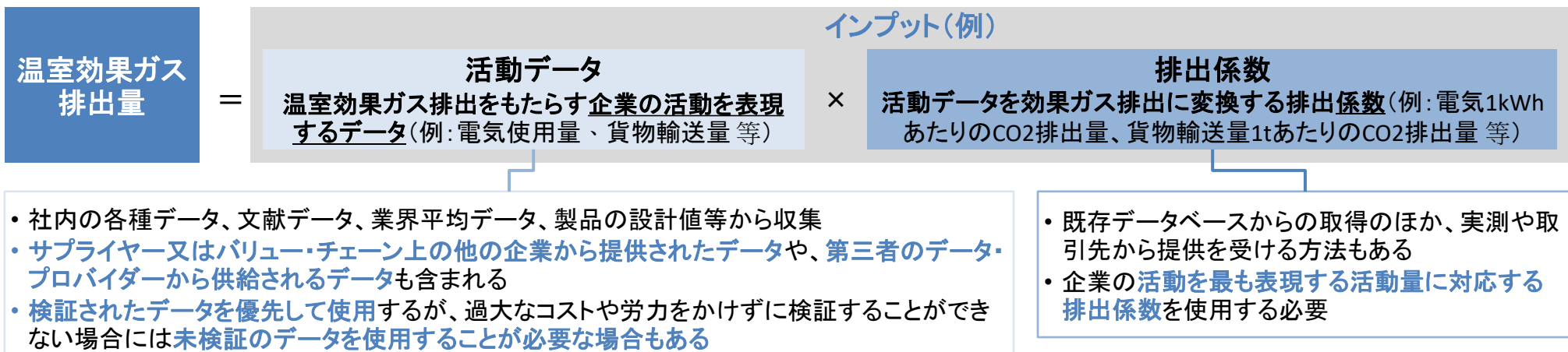
- IFRS S2号及びSSBJ テーマ別基準第2号では、Scope3のGHG排出量の測定について、①直接測定と②見積りを使用した測定の2つを示しているが、**見積りの使用を含む可能性が高い**としている
- 見積りを使用したデータの概算には、**企業自ら一定の仮定を置くことや、バリュー・チェーン上からデータを収集**(注)して測定することから、**測定の不確実性が生じる**

IFRS S2号における要求事項等

Scope3の温室効果ガス排出の測定

- 直接測定(温室効果ガス排出を直接モニタリングすること)だけでなく、**見積りの使用を含む可能性が高い**。そして、その**見積りは、仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算を伴う**(IFRS S2号 B38,B45)
- **測定にあたり、忠実な表現となる測定アプローチ**(報告に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法)、**インプット及び仮定**を使用しなければならない(IFRS S2号 B38)
- 測定アプローチ、インプット及び仮定を選択するに当たり、報告日時点で企業が**過大なコストや労力をかけずに利用可能な、全ての合理的で裏付け可能な情報を用いる**ことが要求される(IFRS S2号 B39)

(見積りを使用した測定における基本式)



(注)バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ(1次データ。例:バリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータ等)の使用が困難である場合には、バリューチェーン内の活動から直接入手されないデータ(2次データ。例:第三者のデータ・プロバイダーから供給されたデータや産業平均データ等)を用いて測定を行うこともある。

(出所)ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」B32～B54、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」66項～76項、B1～B14、環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「サプライチェーン排出量の算定と削減に向けて」(2023年3月1日公表) (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SC_syousai_all_20230301.pdf)

Scope3のGHG排出量の開示に係る情報利用者の声

- 情報利用者の立場からも、Scope3のGHG排出量の情報開示は必要であるものの、完璧な開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める声がある

(日本証券アナリスト協会 ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回パネルディスカッションにおけるアナリストの発言)



金融セクター担当アナリスト

- 完璧なデータでの開示が難しいということは投資家も承知。
- 同じセクター内で開示の好事例が出てくれば、他社が追い付こうとすることで、開示がより充実。



自動車セクター担当アナリスト

- スコープ3の開示と開示に基づく企業との対話は極めて重要。
- 企業の背中を押してあげる意味で、最大限可能な範囲での開示という考え方は非常にリーズナブル。



エネルギーセクター担当アナリスト

- 一部の企業がしっかりとした開示を行うと、それが各企業に広がっていくことを実感。
- スコープ3の開示はリスク把握に役立ち、それがリスクの低減につながって、企業価値の拡大につながる可能性もあると思う。

温室効果ガス(GHG)排出量の見積りの更新について(1)

- SSBJ基準では、GHG排出量について、関連する財務諸表の報告期間に係る測定を求めている。測定においては、実績値を用いた直接測定と見積りによる測定が想定されている。
- 現状、有価証券報告書の提出期限は期末後3カ月であることから、報告期間に係るGHG排出量の集約・開示が間に合わないこと等により、一部期間にて、見積りが使用される場合がある。この場合、**GHG排出量に関する見積りが、有価証券報告書の提出後に判明した実際の確定値と異なる可能性**がある。
- 前報告期間に開示された見積りの数値について、その変更に関する重要性のある情報を事後的に入手した場合には、**比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、更新した理由の開示が必要**。

見積りの数値に関する比較情報の更新を行う場合のイメージ(3月決算企業)



SSBJ基準 (一部抜粋・要約)

- ・ サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じると考えられる。...合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。(適用基準BC164項)
- ・ 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、新規の情報を反映して更新された比較対象の数値、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、比較対象の数値を更新した理由を開示しなければならない。(適用基準74項)
- ・ 比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合、見積りの数値が将来予測的なものである場合には、比較対象の数値の更新は必要ない。
...IFRS S1号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、**見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみ**。(適用基準75項、BC151項)

GHG排出量の見積りの更新について(2)

- 金商法第24条の2第1項では、有価証券報告書の訂正に関し、提出者が訂正を必要とするものがあると認めたとき、訂正報告書の自発的提出が必要としている(金商法第7条第1項の準用)。
 - 訂正報告書を提出する必要があるか否かは、一般的に、**事業年度末時点又は有価証券報告書の提出時点の状況について判断されるものであり、当該時点以降の事情の変更は訂正事由とならないと考えられる。**
 - SSBJ基準では、サステナビリティ関連財務情報は正確である必要があるとされ、見積り情報については、例えば、次の事項を満たしている場合には、正確であるとされている。
 - ・ 見積りであることが明確に区別されていること
 - ・ 見積りを行うためのプロセスに重要な誤謬が生じていないこと
 - ・ 見積りの前提が合理的で十分な情報に基づいていること
- (注) GHG排出量やその測定において見積りを使用した場合には、重要性に応じ、企業が置いた仮定の開示が必要。また、GHG排出量の見積りが、報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性であると判断した場合には、測定の不確実性の源泉等についても開示が必要。
- 上記も踏まえると、見積り情報については、**有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明したことをもって、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではないと考えられる。**

SSBJ基準（一部抜粋・要約）

- ・ サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報（測定の不確実性の源泉や、数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断）を開示しなければならない。（適用基準83項、84項）
- ・ サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならない。情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確であることがある。必要で達成可能な精密性、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び情報が関連する事項の性質に依存する。例えば、正確性は、次のすべてを要求する（一部抜粋）。
 - 事実に関する情報に、重要性がある誤謬がない。
 - 見積り、概算及び予想が、そのようなものとして明確に識別されている。
 - 見積り、概算又は予想を行うための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じていない。
 - 見積りを行うために用いられたアサーション及びインプットが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。（適用基準A17項）
- ・ 温室効果ガス排出の測定に関して、以下の温室効果ガス排出の測定方法の開示が必要。
 - 直接測定の場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた仮定
 - 見積りの場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定（気候関連開示基準A17項）

セーフハーバーに関する検討の方向性

- 現行開示ガイドライン5-16-2(下方参照)は、開示書類に記載すべき重要な事項のうちの**将来情報**が実際と乖離することとなった場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**との解釈を示したもの。
- 他方、GHGのScope3排出量の開示では、会社のバリュー・チェーンの上流及び下流の主体から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、投融資に帰属する排出量(ファイナンスド・エミッション)等の**企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報**の開示が求められる。
- 企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促すためには、以上のような性格を有する**Scope3排出量に関する定量情報**が事後的に誤りであることが発覚したとしても、
 - ・ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性(含:情報の入手経路の適切性)や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
 - ・ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合
 には、**虚偽記載等の責任を負わない**とすることが適当。
- 以上の考え方については、**ガイドラインを改正し、明確化することとする**。

企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン、2023年1月31日改正)

5-16-2

有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの**将来に関する事項**(以下「将来情報」という。) **で**有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等(重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。)**の責任を負うものではないと考えられる**。当該説明を記載するに当たっては、例えば、**当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要とともに記載**することが考えられる。

セーフハーバーについて

- ❑ 第4回WGでは、Scope3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に、責任を負わないとの考え方を示すとの事務局提案について、概ね賛同の意見を得られた。
- ❑ 一方で、サステナビリティ情報の虚偽記載に対するセーフハーバーについては、従前から、責任の要件の見直し等、法律改正により対応すべきとの意見もあるところ。
- ❑ 基本的には、第4回WGで提案したガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について検討を進めていくが、本WGにおいて指摘のあった論点も踏まえ、**法律改正の要否も含め、引き続き検討**していくことが考えられる。

第4回WGご意見(要約)

- ・ 事務局提案のScope3などのバリューチェーン情報等に対するセーフハーバーの考え方に賛同
- ・ 企業の誠実な開示姿勢という要素をセーフハーバーの要件に盛り込んでもいいのではないか
- ・ セーフハーバーの適用対象は、バリューチェーン情報一般とすべきではないか
- ・ 事務局案のセーフハーバーの適用要件は厳しい。SEC規則案のようなレベル(合理的な根拠なく、又は誠実に開示しなかったことが証明されない限り、不正な記載とはみなされない)まで緩和してほしい
- ・ サステナビリティ情報の場合、信頼性が高くても不確実性が高いということもあり得る。厳密にし過ぎないことが重要で、重要な項目において開示されている数値に差異があっても、重要性がなければ責任を負わないとすることが考えられる
- ・ 既存のセーフハーバーとの相互関係が見えにくくなっているので、見通しのよい制度になるとよい

第3回WGにおける法律改正に関わるご意見(要約)

- ・ サステナビリティ情報については、重過失でなければ虚偽記載等の責任を負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
2. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
3. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

「記述情報の開示の好事例集」の概要

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「**記述情報の開示の好事例に関する勉強会**」を実施した上で、「**記述情報の開示の好事例集**」を公表(更新)。

記述情報の開示の好事例集

- 2024年度は、2023年1月に改正した「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」を踏まえ、有価証券報告書（以下、「有報」）等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「[記述情報の開示の好事例集2024](#)」として、2024年12月27日までに公表、更新。また、「コーポレート・ガバナンスの状況等」ほかに関する開示例、「中堅中小上場企業の開示」の好事例について、2025年2月3日及び3月24日に更新。
- 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取り組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。
⇒[好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。](#)

記述情報の開示の好事例集 2024			記事例として採り上げた企業の主な取組み①（アサヒグループホールディングス株式会社） 1-3 図表に添付			「サステナビリティに関する考え及び取組」・「全般的経営事項」の開示例 アサヒグループホールディングス株式会社(1/3) 有価証券報告書(2023年12月期) P20-23.A3-45 1-5 図表に添付		
CONTENTS はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～ ○投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み ○有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示のポイント ○有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の事例 1. 「全般的経営事項」の開示例 2. 「個別テーマ」の開示例 3. 「関係変動関連等」の開示例 4. 「人的資本、多様性等」の開示例 5. 「人権」の開示例 ○有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例 6. 「コーポレート・ガバナンスの概要」の開示例 7. 「監査の状況」の開示例 8. 「株式の保有状況」の開示例 9. 「経営上の重要な契約等」の開示例 10. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例 11. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の開示例 ○中堅中小上場企業の開示例 ○【参考】定量分析			経営や問題意識 - 開示項目ごとに主要部門で記載内容を作成しているため、関連部門を巻き込み、主体的に作成に関与してもらうことを意識した。 - サステナビリティに関する考え方及び取組での記載と、事業等のリスク等の項目での記載の整理・すみわけや、任意報告書と有価証券報告書での記載内容の整理・すみわけを行った。 - 有価証券報告書は、投資家とのコミュニケーションツールの1つであるため、経営層の意向が反映された開示となるように確認を取りながら作成を進めた。			(1) サステナビリティに関する考え方及び取組 ② 本業活動 ③ サステナビリティに関する考え方及び取組 ④ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑤ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑥ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑦ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑧ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑨ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑩ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑪ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑫ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑬ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑭ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑮ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑯ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑰ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑱ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑲ サステナビリティに関する考え方及び取組 ⑳ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉑ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉒ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉓ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉔ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉕ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉖ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉗ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉘ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉙ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉚ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉛ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉜ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉝ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉞ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㉟ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊱ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊲ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊳ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊴ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊵ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊶ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊷ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊸ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊹ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊺ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊻ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊼ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊽ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊾ サステナビリティに関する考え方及び取組 ㊿ サステナビリティに関する考え方及び取組		
次 (1/15)			投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般的経営事項 (1/2)			1-1 図表に添付		
化させるための取組み			投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント			参考になる主な開示例		
及び取組の全般的な開示のポイント			任意報告書とする			①監督側の観点		
及び取組の開示例			(番号)			②執行側の観点		
イント			1-1~1-2			アサヒグループホールディングス株式会社(1-6)		
ガバナンス			1-5~1-7			③サステナブル・ホルディングス株式会社(1-13)		
戦略			1-8~1-10			④サステナブル・ホルディングス株式会社(1-18)		
リスク管理			1-11~1-12			⑤サステナブル・ホルディングス株式会社(1-21)		
組織及び役割			1-13~1-14			⑥サステナブル・ホルディングス株式会社(1-23)		
1-5~1-7			1-15~1-16			⑦サステナブル・ホルディングス株式会社(1-25)		
1-8~1-10			1-17~1-18			⑧サステナブル・ホルディングス株式会社(1-27)		
1-11~1-12			1-19~1-20			⑨サステナブル・ホルディングス株式会社(1-29)		
1-13~1-14			1-21			⑩サステナブル・ホルディングス株式会社(1-31)		
1-15~1-16						⑪サステナブル・ホルディングス株式会社(1-33)		
1-17~1-18						⑫サステナブル・ホルディングス株式会社(1-35)		
1-19~1-20						⑬サステナブル・ホルディングス株式会社(1-37)		
1-21						⑭サステナブル・ホルディングス株式会社(1-39)		
住友金属鉱山株式会社						⑮サステナブル・ホルディングス株式会社(1-41)		
株式会社 ロッソ						⑯サステナブル・ホルディングス株式会社(1-43)		
株式会社荏原製作所								

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般（1/2）

○ 個別開示例における評価ポイント以外の投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
サステナビリティ情報は、グローバルでは法定開示書類に記載されているため、日本だけ任意開示書類で記載があれば良いということにはならず、投資家は、<u>重要な情報は有価証券報告書に記載することを期待している</u>	当資料で採り上げた事例は、有価証券報告書の開示が充実しており、左記の投資家等のポイントを満たす事例と考えられる。
サステナビリティ開示は中長期の経営戦略であることから、<u>経営陣やガバナンスによるリーダーシップの発揮、経営者の意思表示、経営陣の意向を示すことが重要</u>。具体的には、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」のセクションと、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のセクションが連携することが挙げられる	武田薬品工業株式会社(1-11)
サステナビリティに関する活動内容の記載だけではなく、<u>活動の結果や活動の過程で何に貢献しようとしているのかについて開示すること</u>は有用	不二製油グループ本社株式会社(2-11～2-12) 株式会社ジェイテクト(2-14)
重要なサステナビリティ指標に関する実績について、<u>第三者保証を受けていることを開示すること</u>で、正しいデータや記述を行うため取組みを行っていることを示すことができるため、信頼性確保の観点において有用	武田薬品工業株式会社(1-12) 青山商事株式会社(3-21)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般（2/2）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- 非財務情報は、将来の財務に示唆があるものとして財務情報の代わりに求められているため、非財務情報と財務情報の開示のタイミングが同じであることが重要
- 同じ用語であっても、企業と投資家で考え方に違いがあるものがあるため、用語を明確化することが重要。一例としては「マテリアリティ」が挙げられ、企業にとっての重要課題を意味する「マテリアリティ」と、財務・会計上において使用される業績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある項目を意味する「マテリアリティ」の2つの意味で使用されている

参考になる主な開示例等

- 武田薬品工業株式会社(1-12)
- シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-14)
- ナブテスコ株式会社(2-6)
- 古河電気工業株式会社(2-9)
- 日本電信電話株式会社(2-13)
- 株式会社ジェイテクト(2-14)
- 株式会社琉球銀行(3-24)
- 株式会社岩手銀行(3-25～3-26)
- 日清食品ホールディングス株式会社(3-32)
- 三井物産株式会社(4-8,5-7)
- 双日株式会社(4-9)
- ニデック株式会社(4-12,4-14)
- 株式会社SHIFT(4-16)
- 住友ゴム工業株式会社(4-19)
- 株式会社レオパレス21(4-20)
- 株式会社九州フィナンシャルグループ(4-21)
- 積水ハウス株式会社(4-24,5-10)
- 古河電気工業株式会社(2-7)

武田薬品工業株式会社 有価証券報告書（2024年3月期）

ガバナンス

戦略

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

ガバナンス

当社の取締役会は、ビジネスリスクおよび財務開示に関連するものを含め、当社の業務運営を監督する責任を有しています。取締役会は、一定の意思決定権を当社の経営幹部に委譲しています。社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー（社長CEO）および当社グループ各機能を統括する責任者から構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（TET）のメンバーは、ビジネス&サステナビリティ・コミッティー（BSC）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（RECC）を含む特定の経営幹部レベルの委員会において、当社における重要事項について意思決定を行います。BSCは、サステナビリティを含む当社の事業戦略および関連する目標、コミットメントを監督する責任を有しています。RECCは、重要なリスクに対する緩和策を含む当社のエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）プログラムおよびグローバル・モニタリング・プログラムに関連する監視および決定事項にかかる責任を有しています。取締役会は、社長CEO、その他のTETメンバーおよび各経営会議体から定期的に最新情報を入手しています。

BSCは、当社の3つのサステナビリティに係る約束である「Patient」（すべての患者さんのために）、「People」（ともに働く仲間のために）、「Planet」（いのちを育む地球のために）に基づき、特定のTETメンバーにサステナビリティ課題に対する一部の監督責任を委譲しています。「Patient」についてはグローバル ポートフォリオ ディビジョン プレジデントが、「People」についてはチーフ HR オフィサーが、「Planet」についてはグローバル マニュファクチャリング&サプライ オフィサーが、それぞれ責任を有しています。

当社のガバナンス体制のさらなる詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 3. 業務執行に係る事項」をご参照ください。

(2)

事業戦略

当社は、私たちの企業理念に基づいて、持続的な経営および成長を実現します。バイオ医薬品企業としての強みと能力を活かして、患者さん、株主の皆様、および社会のための長期的な価値を創造すると同時に、従業員、地域社会、および環境に良い影響をもたらす続けることで、当社の存在意義を果たしていきます。

当社は、「存在意義（パーパス）」を「目指す未来（ビジョン）」および「価値観（バリュー）」と融合させることで、不変の価値観に基づく持続的成長を目指しています。当社は、パーパスとビジョンを達成するためにどこに注力をするべきか（事業戦略）を「私たちの約束」および「優先事項」で定めています。私たちの約束は、「Patient すべての患者さんのために」、「People とともに働く仲間のために」、および「Planet いのちを育む地球のために」の大きく3つの柱に分けられており、データやデジタル、テクノロジーを活用しながら実行されています。これには、当社およびステークホルダーにとって戦略的重要性が高い非財務関連課題の評価（マテリアリティ・アセスメント）の結果が反映されています。

Patient すべての患者さんのために

当社は、科学的根拠に基づき、治療の選択肢が限られている患者さんをはじめ、すべての人々の暮らしを豊かにする医薬品の創出に取り組んでいます。これは、当社の存在意義（パーパス）の根幹となるものです。当社の研究開発（R&D）は、主要な疾患領域に焦点を当て、高度に差別化されています。私たちは、研究所の専門的な研究開発能力、社外とのパートナーシップ、患者団体との連携、健康の公平性への取り組み、およびデータ、デジタル、テクノロジーの活用などを通じて、当社製品を患者さんに提供しています。

私たちは、患者さんに高品質な医薬品を途絶えることなく供給する責任があることを理解しています。この責任を果たすために、堅ろうなグローバルサプライチェーンシステムを構築しています。戦略上、重要な製品および原薬については複数の調達先から購入し、調達方針についても地政学的リスクを考慮した戦略を有しています。

治療を最も必要とする患者さんに我々の医薬品を十分にお届けできなければ、科学的なイノベーションは大きな意味を成しません。高度な技術と意欲を持つ医療従事者やインフラの整備に加え、健全な医療財政、保険医療制度、そして科学的根拠に基づく政策によって支えられた最新の医薬品と医療技術の提供がなされなければ、患者さんに医薬品をお届けすることはできません。そのため、当社では次のことを実施しております。

- 患者さんの医薬品アクセスを促進するために包括的な戦略を実施し、医療の価値（バリューベース・ヘルスケア）を促進するグローバルな政策やプログラムを支援しています。私たちは、最先端の治療がもたらす医学的・経済的な価値が十分に反映されながらも、患者さんがそれらの革新的な治療を公平かつ持続的にうけることができるエコシステムの構築に賛同しています。
- 革新的な新製品を患者さんにお届けできるように、グローバルな製品（成長製品・新製品）を上市するにあたっては、国の経済レベルや医療制度の成熟度に応じて、国ごとに異なる価格帯を設定しています（ティアード・プライシング）。また、治療費を支払うことができない患者さんにも必要な医療を提供するために、医薬品アクセスプログラムを含む患者支援プログラムを提供しています。
- グローバルCSRプログラムを通じて、グローバル団体やNGO、NPOと連携して、低・中所得国の保健システム強化を支援しています。

私たちの医薬品はグローバルに上市されていますが、各エリアや国ごとに、状況に応じた最適な戦略を検討しています。私たちの価値観（バリュー）はグローバルで行う事業活動全体で浸透しているため、一刻を争う場合であっても、各地域の従業員は、患者さんに最も近いところで価値観（バリュー）に沿った意思決定を行い、私たちの医薬品をタイムリーに提供することができます。

当社の患者さんに対する取り組みの詳細は、2024年7月に当社ウェブサイトに掲載を予定している2024年統合報告書「PATINET すべての患者さんのために」をご参照ください。

(中略)

好事例として着目したポイント

- (1) 全社的なガバナンス体制に加え、「3つのサステナビリティに係る約束」の責任者や監督責任の委譲等について端的に記載
- (2) 企業理念を体现するための「3つのサステナビリティに係る約束」と事業戦略の関係や、「3つのサステナビリティに係る約束」に関する戦略と「約束」を達成するために行っている取り組みを具体的に記載

不二製油グループ本社株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2024年3月期)

ガバナンス

戦略

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(2) ガバナンス

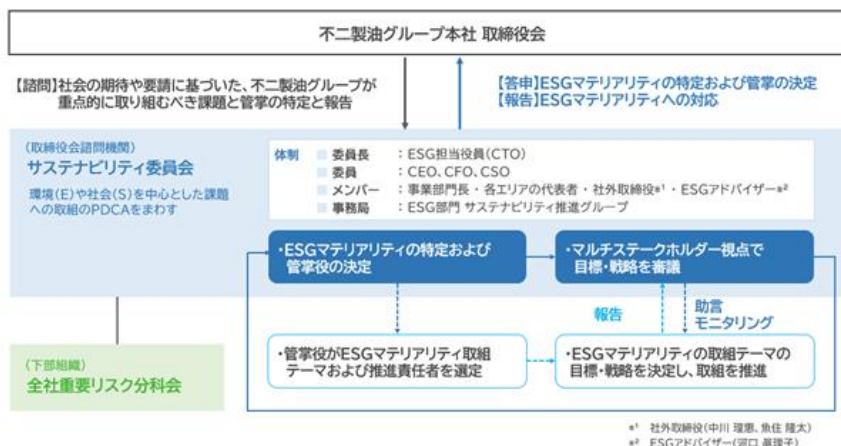
① 取締役会とサステナビリティ委員会

当社グループは監査等委員会設置会社であり、取締役会の任意の諮問機関のひとつとしてサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングしています。取締役会は同委員会からの答申を受け、指導・承認・監督すると共に、中長期のグループ経営の方向性を決定しています。

同委員会は「サステナビリティ委員会規程」に基づき年2回以上開催し、中長期的な環境(E)・社会(S)と企業経営双方の持続可能性の観点から、ESGマテリアリティの特定並びにESGマテリアリティの目標・戦略について、マルチステークホルダー視点で審議・監督し、取締役会へ答申しています。また、各ESGマテリアリティ取組テーマの進捗や実績報告を受け、助言及びモニタリングする機能を担っています。

同委員会はESG担当役員を委員長とし、同委員会において議決権を持つCxO (Chief X Officer) に加えて、事業部門長並びに各エリアの代表者、社外取締役、ESGアドバイザーで構成され、事業戦略とESGマテリアリティの連動性を高めながら、中長期視点で審議を進めています。

サステナビリティ委員会の機能 (2023年度)



サステナビリティ委員会 2023年度審議事項

第1回	2022年度ESG活動実績の確認 2023年度ESG活動計画の決定
第2回	2023年度ESG活動進捗の確認 2024年度ESGマテリアリティと管掌役
第3回	2024年度ESGマテリアリティ重点項目 (「取組テーマ」より改称)

(中略)

(3) 戦略

① ESGマテリアリティにもとづく経営戦略

当社バリューチェーン上の「サステナビリティ関連のリスク及び機会」に係わる重要な社会課題としてESGマテリアリティを特定し、各事業で課題解決を推進していくための経営戦略ツールとして活用しています。また、ESGマテリアリティとその進捗を取締役会がモニタリングし、中長期のグループの方向性を決定しています。

ESGマテリアリティに対し、「ポジティブ・インパクトの創出」あるいは「ネガティブ・インパクトの低減」に寄与する具体的な事業活動を推進することで、事業機会の創出及び事業リスクの低減を図っています。

なお、ESGマテリアリティへ取り組む上で基本的なグループの姿勢をまとめた各種方針・規範を制定しています。各種方針・規範一覧は以下のURLよりご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/policy/>

(中略)

③ ESGマテリアリティと具体的な取組

2023年度は、ESGマテリアリティに関し、以下の取組テーマを推進しました。

分野	ESG マテリアリティ	取組テーマ	管掌役	目指す姿
価値創造	 サステナブルな食資源の創造	植物性タンパク資源の創造	CTO	・植物性タンパクが広く浸透し、当たり前に入手できる社会を実現することで、食の選択性を増やし、食糧問題を是れとする社会課題解決に貢献する
	 健康と栄養	高齢者の心身の健康課題の解消	CTO	・超高齢化社会の先頭を走る日本において、シニアが生きがいを持ってより良く生き続けられる社会の構築 ・食料開発や健康エコシステムの構築により「見える化」を進めることで、シニアの健康課題を予防し、ウェルビーイングの実現に貢献
		糖質低減	CTO	・食品の糖質の一部を植物性タンパク素材で代替し、生活習慣病の予防に資する栄養バランスに優れた食品の提供
		トランス脂肪酸含有量の低減	CSO	・WHO 指針および各国での法規制に基づいた、トランス脂肪酸摂取量が総エネルギー摂取量の 1%以上である地域における、製品中のトランス脂肪酸含有量の低減
	 サステナブル調達	パーム油のサステナブル調達	CSO	・「サプライチェーン上における NDPE (森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ) の達成 ・2030 年までに農園までのトレーサビリティ(TTP)100% ・2030 年までに全直接サプライヤーに労働環境改善プログラム(LTP ^①)」を適用
		カカオのサステナブル調達	CSO	・2030 年までに児童労働廃止 ・2025 年までに ILO の定める「最悪の形態の児童労働(WFCL)」ゼロ ・農家の生活環境改善 ・森林破壊の防止と森林の保全:2030 年までにカカオ栽培地域に対して 100 万本植樹
		大豆のサステナブル調達	CSO	・「サプライチェーン上における森林破壊ゼロ、搾取ゼロ、コンプライアンスの遵守 ・2030 年までにコミュニティレベルまでの、2025 年までに第一次集荷場所までのトレーサビリティ確保、または RTRS ^② 認証品もしくは RTRS 認証に準じたその他認証品での調達率:100%
		シアカーネルのサステナブル調達	CSO	・森林破壊防止と緑地の保護:2030 年までに毎年 6,000 本植樹 ・地域レベルまでのトレーサビリティ:2030 年までに 75%、2025 年までに 50% ・Tebma-Kandu 協同組合からのシアカーネル直接調達比率:2030 年までに 50%、2025 年までに 30% ・地域価値の創造:フジ オイル ガーナの正規雇用社員数 50%増加(2017 年比)

① LTP: Labour Transformation Programme.

② RTRS: Round Table on Responsible Soy Association(責任ある大豆に関する円卓会議)。

好事例として着目したポイント

- (1) 全社的なガバナンス体制及びサステナビリティ委員会での審議事項を端的に記載
- (2) 特定したESGマテリアリティごとに、取組テーマと目指す姿に加え、取組テーマの責任者を一覧で端的に記載

不二製油グループ本社株式会社（2/2）有価証券報告書（2024年3月期）

戦略

指標及び目標

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(サステナブルな食資源の創造、健康と栄養)

将来懸念される食資源やタンパク質の不足を解消する食資源の創造、並びに高齢者の心身の健康課題の解消等、健康と栄養に寄与する研究及び製品開発に注力しています。詳細は「6 研究開発活動」に記載のとおりです。

また、中期経営計画「Reborn 2024」の基本方針「事業基盤の強化」の「挑戦領域への展開」において、サステナブルな食の未来へ貢献し新しい価値を創出することで高収益・高成長を果たせる次世代事業の展開に取り組んでいます。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

(サステナブル調達)

当社グループは、食のバリューチェーンの川中に位置し、顧客である食品メーカー等に食品中間素材の販売を行っています。「サステナブルな食の未来」の実現に向け「サステナブルな食のバリューチェーン」を構築するため、社会課題を解決していく上で鍵となるサプライヤーや顧客とともに、環境保全、人権尊重、公正な事業慣行、リスクマネジメント等に取り組み、持続可能な食品素材を提供しています。

調達に関するグループの上位方針「サプライヤー行動規範」及び主原料であるパーム油、カカオ、大豆及び戦略原料であるシアカーネルについて原料別の責任ある調達方針を掲げ（注1）、中長期目標とKPI（注2）を公表し、取組を推進しています。

なお、中期経営計画「Reborn 2024」においても、当該目標とKPIの達成に注力することを掲げ、サステナブルなパーム油やチョコレートの供給体制の強化を進めています。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

(注) 1. 「サプライヤー行動規範」及び原料別の責任ある調達方針は以下のURLよりご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/procurement/>

詳細は「(4) リスク管理」に記載のとおりです。

2. 各原料別の中長期目標とKPIにつきましては「(5) 指標及び目標」に記載のとおりです。

(中略)

(2) (5) 指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティに関する指標及び目標として、以下を設定しております。

① ESGマテリアリティ

各ESGマテリアリティについて、管掌者及び推進責任者を定め、以下のような具体的な目標や施策、取組を推進しています。

その他の取組テーマの指標及び目標についてはサステナビリティレポートをご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/materiality/>

(サステナブル調達)

主原料及び戦略原料である以下の4つの原料につき、持続可能な調達を実現するための中長期目標とKPIを設定し取組を推進しています。

好事例として着目したポイント

- 特定したESGマテリアリティに関する具体的な取組を端的に記載
- 特定したESGマテリアリティの1つである「サステナブル調達」に関して、主原料及び戦略原料ごとに、調達における社会課題、中長期的目標及び実績を定量的に記載

原料	調達における社会課題	中長期目標	KPI 2030年	2025年	(参考)2022年度実績 ^{※1}
パーム油	地球環境	森林破壊、泥炭地開発	TTP ^{※2} 100%	TTP85%	TTP93%
	人権	強制労働・児童労働、先住民・地域住民・労働者からの搾取	全ての直接サプライヤーへの労働環境改善プログラム適用	PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.(マレーシア)の全てのサプライヤーへの労働環境改善プログラム適用	61% (PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.(マレーシア)の全サプライヤー)
カカオ	地球環境	森林破壊、気候変動による生産地への影響、生物多様性の喪失	植樹 100 万本 ^{※4}	植樹 50 万本	植樹 6 万本
	人権	児童労働、農家の貧困	森林破壊ゼロ、搾取ゼロ 児童労働撤廃	最悪の形態の児童労働 ^{※5} ゼロ	不二製油グループのカカオ豆直接調達農家 100% に CLMRS ^{※6} を導入 不二製油グループのカカオ豆直接調達農家の 89% について GPS マッピングを完了 (コートジボワール、ガーナ、エクアドル)
大豆	地球環境	森林破壊、生物多様性の喪失	森林破壊ゼロ、搾取ゼロ	コミュニティレベルまでのトレーサビリティ確保、または RTRS ^{※7} 認証品もしくは RTRS 認証に準じたその他認証品での調達率: 100%	第一次集荷場所までのトレーサビリティ確保、または RTRS 認証品もしくは RTRS 認証に準じたその他認証品での調達率: 100%
	人権	先住民・地域住民・労働者からの搾取	森林破壊ゼロ、搾取ゼロ	第一次集荷場所までのトレーサビリティ: 75%	第一次集荷場所までの導入率70% サプライヤーのセルフアセスメントを完了し、評価結果を踏まえた改善計画を策定
シアカーネル	地球環境	緑地の消失	植樹 6,000 本 / 年 ^{※8} 地域レベルまでのトレーサビリティ: 75%	植樹 6,000 本 / 年	植樹 6,107 本 / 年
	人権	農家の貧困	Tebma-Kandu 協同組合からのシアカーネル直接調達比率: 50%	30% ^{※9}	3.4%
			西アフリカでのシアカーネル搾取・分別比率: 100%	100%	100%
			設定なし	FUJI OIL GHANA LIMITED(ガーナ)のエネルギー使用量の非化石燃料 ^{※10} 比率: 100% (2023年目標)	100%
	人権	女性のエンパワメント支援	設定なし	設定なし	60% 増加 (2017 年比)

※1 2023年度実績は2024年9月発行予定のサステナビリティレポートで公開予定。

※2 TTP: Traceability to Plantation(農場までのトレーサビリティ)。

※3 PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.(マレーシア): 不二製油グループ本社100% 子会社の油脂製造拠点。

※4 さまざまな種類の緑陰樹の苗木を 2021年から 2030年までの 10 年間で100万本植樹予定。

※5 最悪の形態の児童労働: Worst Forms of Child Labour(WFCL)。ILO(国際労働機関)第182 号条約「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」により、子どもの安全、健康、道徳を害するおそれのある危険有害労働を禁止している。人身取引、債務労働、強制労働、児童買春、および児童ポルノ、犯罪など不正な活動、武力紛争での子どもの使用が含まれる。

※6 CLMRS: Child Labour Monitoring & Remediation System (児童労働監視改善システム)。

※7 RTRS: Round Table on Responsible Soy Association (責任ある大豆に関する円卓会議)。

※8 主にシアの木の本苗木を2021年から年間 6,000本 植樹予定。

※9 2021年、2022年、2023年はそれぞれ 10%、10%、15% を KPI に設定。

※10 シアカーネル搾油後の油粕(ミール)などを非化石燃料として使用(蒸気発生用)。

② 中期経営計画における非財務KPI (中略)

中期経営計画「Reborn 2024」における経営目標において非財務KPIを掲げています。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 目標とする経営指標」に記載のとおりです。

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

中期経営計画「Reborn 2024」における経営目標

② 非財務KPI

	目標 (2024年度)	実績 (2022年度) (注3)
C02排出量の削減 (Scope1+2)	総量23% (注1)	総量26%削減 (注1)
サステナブル調達 (パーム油)	パーム油TTP比率 (注2) 85%	パーム油TTP (注2) 比率93%

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等（1/3）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）間でのストーリー性の構築や、「経営方針等」及び「事業等のリスク」との関連に加え、サステナビリティ情報と財務情報とのつながりがある開示をすることも重要であり、例えば、インターナルカーボンプライスを使うことによってGHG排出量を財務と関連付けることが考えられる
- サステナビリティ情報の中で特に着目しているのは機会の記載であるため、リスクだけではなく機会について開示することが有用。具体的には、以下のような記載が挙げられる
 - どのような事業機会があるのか
 - 事業機会をどのように生かすのか
 - どのように環境変化に対応するのか
 - 事業機会を生かすため、また、環境変化に対応するためのキャピタルアロケーションについてどのように考えているのか
- 気候変動等の影響による中長期的な見通しだけでなく、実際の取組みや具体的な対応策、進捗の実績を開示することが有用

参考になる主な開示例

- 岡部株式会社(3-16)
- 青山商事株式会社(3-20)
- ENEOSホールディングス株式会社(3-29)
- 株式会社ニッスイ(3-35)
- 株式会社大和証券グループ本社(3-10)
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-12～3-13)
- 青山商事株式会社(3-20)
- 東洋紡株式会社(3-27)
- 株式会社大和証券グループ本社(3-10～3-11)
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-13～3-14)
- 日本ハム株式会社(3-19)
- 株式会社琉球銀行(3-24)
- 東洋紡株式会社(3-27)
- ENEOSホールディングス株式会社(3-29)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等（2/3）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- シナリオ分析においては、一般的なシナリオだけではなく、自社の置かれている経営環境等を踏まえた独自のシナリオを反映した分析を行うことが有用
- 財務影響が定量的に開示されないと、リスクと機会の各項目を合計した全体的な影響を把握することができないため、財務影響を定量的に開示することが重要であり、定性的な開示を行う場合には、全体的な影響や合計についても開示することが有用
- 財務的な影響額に加え、時間軸についても開示することが有用。加えて、時間軸の定義と戦略的意思決定に用いる計画期間との関係を開示することはより有用

参考になる主な開示例

- 日本ハム株式会社(3-19)
- 株式会社琉球銀行(3-22～3-24)
- 日清食品ホールディングス株式会社(3-31～3-32)
- 株式会社ニッスイ(3-33～3-34)
- ヤマハ株式会社(3-37～3-38)
- イオンモール株式会社(3-43～3-44)
- 岡部株式会社(3-15)
- 青山商事株式会社(3-20)
- ENEOSホールディングス株式会社(3-28)
- アサヒグループホールディングス株式会社(3-47～3-48)
- 株式会社大和証券グループ本社(3-9)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等（3/3）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
サステナビリティ情報における指標は、他社との比較可能性に加え、自社における時系列での比較可能性も重要になるため、<u>過去実績を含めた長期時系列での変化を開示</u>することが有用	- 株式会社大和証券グループ本社(3-11) - 青山商事株式会社(3-21) - 株式会社琉球銀行(3-23～3-24) - 株式会社岩手銀行(3-26)
気候変動に関する指標及び目標では、GHG排出量だけではなく、<u>目標の達成のために経営者や取締役会が進捗を測定している指標についても開示</u>することが有用	- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-14) - ENEOSホールディングス株式会社(3-29)
TNFDに基づく開示では「依存」に着目しており、「影響」のインパクトの開示も使いながら<u>財務影響を開示</u>することが有用	- 日清食品ホールディングス株式会社(3-32) - 株式会社ニッスイ(3-35) - ヤマハ株式会社(3-39)

株式会社ニッスイ 有価証券報告書（2024年3月期）

リスク管理 指標及び目標

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

＜リスクと影響の管理＞

当社グループでは、中長期的な経営戦略を見据えた重要リスクを特定するため、マテリアリティをリスクマネジメントの起点としています。2023年度に実施したマテリアリティの見直しに伴い、重要リスクについても見直しを行いました。特定した自然資本・生物多様性に関する重要リスクは以下の通りです。なお、マテリアリティの見直しに際しては、TCFDやTNFDの取り組みにおける「気候関連・自然関連のリスクと機会」の検討結果を反映させています。リスクの詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご覧ください。

重要リスク	重要リスク管理組織		
気候変動への対応に関するリスク	環境部会	→	サステナビリティ委員会
生物多様性への対応に関するリスク	水産資源持続部会 海洋環境部会		
サプライチェーンの環境・人権に関するリスク	サステナブル調達部会 人権部会		

気候変動に関連するリスク・機会の分析と対応策については、常務執行役員（CF0）がオーナーを務める部門横断型の「TCFD対応プロジェクト」が環境部会と連動して検討しています。また、バリューチェーン上の自然資本関連のリスク・機会の分析と対応策については、水産資源持続部会、海洋環境部会、サステナブル調達部会、人権部会、において検討し、サステナビリティ委員会での議論の後に取締役会に報告され、取締役会から受けた意見や助言を施策に反映しています。

(2) ＜指標と目標＞
当社グループは、水産資源の持続性確保や海洋環境の保全を経営課題と位置付けて取り組んでおり、以下の指標と目標を用いて自然関連の依存・影響、リスク・機会を管理しています。

対象	指標	目標	測定・判定方法
漁業・養殖	持続可能な調達比率	2030年度：水産物の持続可能な調達比率100%	ODP（注1）による評価手法（FishSourceスコア1～5による判定）で、「Well Managed（優れた管理）すべてのスコアが8以上」、「Managed（管理）同6以上」を持続可能と位置づけ
漁業・養殖	絶滅危惧種（水産物）の調達	特に絶滅の危険度の高い水産物に関しては、2030年までに資源回復への科学的かつ具体的な対策（右記）が取られない場合には、調達を停止	資源回復への科学的かつ具体的な対策 1. MSC等の認証漁業品（GSSI（注2）認証相当）または、FIP漁業品 2. RFMO（注3）等の国際的な資源管理団体による科学的な漁業管理 3. ODP（注1）が定める基準で「Managed」以上の評価 4. その他、上記1～3の実現に向けて、具体的な施策を実施している場合
漁業・養殖	CO ₂ 排出量	2030年度：CO ₂ 排出量30%削減	CO ₂ 排出実績（対象：Scope 1, 2 基準年度：2018年度）
養殖	ナイロンカバー発泡スチロール製養殖フロートの切り替え実績	2024年度：100%切り替え完了	海洋へのプラスチック流出リスクの低い養殖用フロートへの切り替え実績
養殖	養殖魚の逃亡	逃亡魚の発生ゼロ	逃亡実績（逃亡魚が発生した際は、発生規模を問わず、全て把握、記帳、集計）

（注1）ODP：Ocean Disclosure Project。SFP（Sustainable Fisheries Partnership）が2015年に設立した、シーフードの調達を自主的に開示するためのオンライン報告プラットフォーム。
（注2）GSSI：Global Sustainable Seafood Initiative。持続可能な水産物認証プログラムを検証する国際パートナーシップ。
（注3）RFMO：Regional fisheries management organizations。水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。

好事例として着目したポイント

- （1）自然資本・生物多様性に関わる重要リスクの管理組織や、リスクの管理体制を端的に記載
- （2）「漁業」と「養殖」を対象とした指標と定量的な目標に加え、測定・判定方法を具体的に記載

(参考) サステナビリティ関連の特定の単語に関する有価証券報告書での開示の状況

- 2023年3月期及び2024年3月期決算の上場企業を対象に、有価証券報告書の「事業の状況」において、調査対象としたサステナビリティ関連の特定の単語(*1)を含めた開示を行っている企業数を特定の単語ごとに調査・集計した。
- いずれの項目においても2023年3月期から2024年3月期にかけて、開示を行っている企業数及び開示率は増加した。

(*1) 記述情報の開示に関する原則(別添)に例示されている「人権」、「腐敗防止」、「贈収賄防止」、「サイバーセキュリティ」、「データセキュリティ」に加え、「気候変動」、「TCFD」、「生物多様性」、「情報セキュリティ」、「知的財産」、「DX」を対象とした(以下同じ)

◆ 有価証券報告書の「事業の状況」においてサステナビリティ関連の特定の単語を含む開示を行っている企業数及び割合(*2)

サステナビリティ 関連の単語	有価証券報告書(2023年3月期)			有価証券報告書(2024年3月期)(*3)		
	全体	開示社数	開示率	全体	開示社数	開示率
気候変動	2,324社	1,659社	71.4%	2,312社	1,725社	74.6%
TCFD		980社	42.2%		1,017社	44.0%
生物多様性		194社	8.3%		272社	11.8%
人権		933社	40.1%		1,057社	45.7%
腐敗防止		92社	4.0%		103社	4.5%
贈収賄防止		34社	1.5%		39社	1.7%
情報セキュリティ		1,111社	48.7%		1,183社	51.2%
サイバーセキュリティ		259社	11.1%		312社	13.5%
データセキュリティ		31社	1.3%		32社	1.4%
知的財産(*4)		1,188社	51.1%		1,187社	51.3%
DX		1,157社	49.8%		1,255社	54.3%

(*2) EDINETより集計

(*3) 決算日時点で上場しており、2024年7月1日までに2024年3月期の有価証券報告書を公表した企業を対象として集計

(*4) 「知的財産」、「知財」、「Intellectual Property」、「特許」、「意匠」、「商標」、「実用新案」の合計